

○総務省令第四十九号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）を実施するため、電波法に規定する指定機関を指定する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年五月十八日

総務大臣 片山 善博

電波法に規定する指定機関を指定する省令の一部を改正する省令
電波法に規定する指定機関を指定する省令（平成十三年総務省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

第四条中「社団法人電波産業会（平成七年五月十五日に社団法人電波産業会という名称で設立された法人をいう。）」を「一般社団法人電波産業会」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。